

論文

佐藤進一の將軍権力二元論再論

—東島誠からの批判への応答を中心として—

亀田俊和

キーワード

佐藤進一 將軍権力二元論 東島誠 「第三者」 〈理念型〉

はじめに

二〇一七年一月九日、戦後の日本中世政治史の枠組みを作った学界の巨人佐藤進一が一〇〇歳で死去した。その影響もあり、中世の武家政権について佐藤が提唱した学説をめぐる議論が近年活性化している。二〇一九年九月一日に名古屋大学でシンポジウム「佐藤進一の軌跡」が開催されたのは、その一例である。

佐藤の研究業績は膨大であるが、初期の室町幕府の体制

については、初代將軍足利尊氏と弟直義の二頭政治であり、尊氏の権限を主從制的支配権、直義のそれを統治権の支配権とする。この佐藤の学説が通説的な地位を占めてきた。それに対して筆者は再検討を進めた。主從制的支配権・統治権の支配権という概念自体は否定しない。だが両者の行使した権限はいずれもこの概念の双方を同程度に含み、「尊氏Ⅱ主從制的支配権／直義Ⅱ統治権の支配権」と単純に分類できない。

そして尊氏が行った恩賞充行と守護職補任を除き、直義

が実質的な最高権力者である「三条殿」として政務を統括していたのが初期室町幕府の体制であったとする私見を提示した。両者の権限を敢えて理論的に分類すれば、尊氏が新しい秩序を作り出す「創造」、直義が既存の秩序を維持する「保全」と定義できる。^②

ただし、従来の研究は筆者のものも含めて主に尊氏・直義の発給文書から立論されている点に問題がある。そこで筆者は、両者の文書発給以外の活動を網羅的に検討した。そして導かれた結論は、平時における直義の主導性がいっそう明確になるとともに、非常時や重大事の際には尊氏が表に出て大権を行使することが想定されていたとするものである。^③

しかし、以上の私見には批判も存在する。その批判は、大別して二種類に分けられるように見受けられる。一つは佐藤の研究の実証面を高く評価する立場からと、もう一つは理論面を重視する立場からである。

前者の実証的立場からの批判は、古澤直人・近藤成一・水野智之から寄せられた。この批判は、前述の名古屋大学のシンポジウムの討論においてなされた。

彼らは、佐藤の將軍権力二元論がマックス・ヴェーバーの支配原理の三元論の影響を受けていると筆者が推定したことを否定し、佐藤は古文書の実証研究から二元論を生み

出したのであり、ヴェーバーの理論の影響はまったく受けていないとする。^④ この批判に対してはすでに回答している。^⑤

後者の理論面からの批判は、東島誠によるものである。佐藤説がヴェーバーの影響を受けているとする点では、筆者と東島の見解は一致する。^⑥ しかし東島は二〇一九年に公表した論文「幕府」論のための基礎概念序説において、上述の尊氏と直義の権限分割に関する筆者の佐藤説批判を「佐藤批判になりえていない」、「佐藤学説の破綻を示しているどころか、むしろ佐藤の提示した理念型が有効に活用された成果である」と激しく批判した。^⑦ また二〇二三年に刊行した著書「幕府」とは何か^⑧においても私見を批判しているが、内容は二〇一九年の論文とほとんど同じである。これは、古澤らとは対照的に理論的研究者（東島の表現を借りれば、「社会構築主義」者）としての佐藤を評価する立場からの批判である。

加えて東島は、佐藤学説批判は筆者ひとりの責任ではなく現在の中世史研究者大半に共通する問題であると述べ、吉田賢司や新田一郎の見解も厳しく批判している。^⑨ しかも論点は佐藤学説にとどまらず、彼はこれまで数多くの研究者を批判してきた。一例を挙げれば日本古代史においても、吉川真司の石母田正批判に対して批判を加えている。^⑩

しかし管見の限りで、東島の批判に対する日本中世史学界の反応はごく一部を除き見られない。前述のシンポジウムにおいても、東島の提言は触れられていない。

筆者が見るところ、この最大の理由は実証的に具体的な史実を積み重ねる研究が主流である現在の日本中世史学界においては、東島の主張が正確に伝わりにくいことにある。また、日本中世史以外の他分野の研究を多数引用するそのスタイル¹²⁾なども議論が起こりにくい一因であると考えられる。加えて本稿で詳しく検討するように、東島の理論重視の議論は実証に基づく成果と乖離していることがままあり、しかもその「理論」にも実は問題があるように思われる。

だが東島は今まで多数の一般書を刊行しており、彼の見解は経済学者の安富歩や東アジア近現代史研究者の與那覇潤¹³⁾といった、日本中世史以外の研究者には好意的に評価されている。またマックス・ヴェーバーの受容や佐藤進一が抱いていたと考えられる戦後日本の政治に対する問題意識に関しては、東島の提言を顧みる必要があると考える。そして、現在の日本中世史学者が他時代史や他分野の研究をほとんど参照していないことも確かに問題である。

したがって、東島の主張を検討することは学術的に意味のあることと考える。そこで本稿では、東島の批判を中心

に検討し、改めて初期室町幕府の体制に関する問題を考察し、拙論のいつそうの深化を試みたい。

結論を先に簡単に述べれば、佐藤進一の將軍権力二元論が、東島が主張するように南北朝期室町幕府の権力分析の手段として有効であったことは筆者も認める。ただし現在の実証的な研究水準では、「尊氏」主從制的支配権／直義「統治権的支配権」と単純に分類できず、その点において著者に対する東島の批判には従えない。ただし前述したように、將軍権力二元論がマックス・ヴェーバーの（理念型）の影響を受けていたという見解は東島と一致する。そして現在の日本中世史学界の主流が実証に偏重し、現代の政治・社会の問題に無関心で、他時代史や他分野の研究成果を踏まえていないという批判も正鵠を射ており、今後その提言を生かしていくべきだと考えている。

第一章 東島誠「幕府」論のための基礎概念序説」の概要

東島論文は、内容的に前半と後半に分割できる。まず前半部分は「幕府」呼称を検討し、「東国国家論に立つならば、「〇〇幕府」は、鎌倉幕府、鎌倉府のようにあくまで関東に樹立された軍政府のみを指して用いるべきであろう」と

提言するものである。この部分については、本稿の趣旨からそれるので詳細な検討はしない。¹⁵⁾

後半部分は、歴史学におけるマックス・ヴェーバー受容の可能性について論じたものである。この冒頭で、初期室町幕府の権力論に関する筆者の見解に対する批判がなされる。そして、一九六〇年代初頭に石母田正と佐藤進一が共有する問題意識の基底にあるのがヴェーバーの支配の正当性の問題であり、その問題意識が古代史研究においては継承されたのに中世史研究では断絶してしまったという議論が展開される。

そして最後に、現在の日本中世史の学問状況への慨嘆が語られる。東島によれば、ポストモダンの最良の部分と云うべき社会構築主義が一気に退潮し、ふたたび実在論への流れが濃厚となってきたのが大きな問題である。

以上が東島論文の構成と概要である。以下、東島の私見に対する批判を紹介するが、その前に筆者が佐藤説を検討した著書・論文を发表順に並べると以下のとおりである。

- ① 『足利直義』(二〇一六年)¹⁶⁾
- ② 『観応の擾乱』(二〇一七年)¹⁷⁾
- ③ 「足利尊氏・直義の「二頭政治論」を再検討する」(二〇一八年)¹⁸⁾
- ④ 「南北朝期室町幕府研究とその法制史的意義」(二〇一九

年)¹⁹⁾

⑤ 「初期室町幕府体制の「滅び」」(二〇二二年)²⁰⁾

⑥ 「南北朝期室町幕府研究とその法制史的意義」(二〇二二年。④に加筆・修正したもの)²¹⁾

東島の批判は主に①②③に対して向けられたものであり、それが公表された二〇一九年段階においては④⑤⑥は存在しなかった。これを念頭に置いて、東島の批判をA・B・Cの三点に要約して列挙してみよう。

A. 亀田は実証的に「例外」を指摘することで佐藤説を批判するが、そうした指摘をいくら積み上げてみてもそれは核心をそらした批判であり、〈理念型〉分析とかけ離れた態度である。

B. 佐藤の「統治権の支配」の肝要は、この支配権を行使する者が「第三者」的な立場から訴訟などの紛争解決を担うことである。すなわち、〈非人格的支配〉が統治権の支配権の本質である。だが亀田の議論には「第三者」という言葉が一切登場せず、非人格的支配の問題が的確にとらえられていないので、「公的」や「領域的」な支配といった副次的な問題にとらわれてしま

C. そもそも將軍権力二元論のような〈理念型〉は、「分類のツール」として用いるべきではない。「分析のツ

佐藤進一の將軍権力二元論再論（亀田）

ル」として使用すべきである。

筆者の見るところ、論点Aは私見の実証面に関する批判であり、論点Bは理論面の中でも「統治権的支配権」に焦点を当てた批判である。そしてCが、東島学説の理論的な核心に即した批判であるように見受けられる。そこで以下、第二章で論点A、第三章で論点B、第四章で論点Cについて検討したい。

第二章 足利直義の軍事指揮は、単なる「例外」にすぎないのか

前述したように、東島は筆者の実証面の指摘を単なる「例外」の指摘に過ぎないと述べる。

確かに筆者は、佐藤理論に反する実証的史実を「例外」と表現してきた。だが、この表現は不正確であった。筆者の指摘は佐藤理論の単なる「例外」ではなく、「重大な反証」と形容すべきだったと反省している。

その具体的な内容については以前の著書や論考で詳細に論じたので繰り返さないが、本稿では軍事指揮権について改めて検討したい。ここで軍事指揮権を取り上げる理由は、これが主從制的支配権の中心に属し、単なる「例外」として捨象できないと考えるためである。加えて従来私見の

再提示にとどまらず、初期室町幕府の軍事体制についての若干の新知見も提示したい。

特に一般書では、將軍足利尊氏の主從制的支配権は軍事指揮権と結びつけて説明されることが多い。尊氏を「弓矢の將軍」と称することもよくある。これは、佐藤進一が「尊氏は武士に対する軍事指揮権と行賞権を（中略）掌握している」と述べたことによる²³。確かに武家政権において軍事指揮権がきわめて重要で、かつ主從制的支配権に属することはあまりにも自明のことであろう。

しかし、羽下徳彦が開創期の室町幕府が発給した感状と軍勢催促状を網羅的に収集して分析した結果、建武三年（一三三六）以降は直義がすべて一元的に発給していたことが判明した²⁴。

尊氏が軍事関連文書の大半を発給し、時折直義のものが数通のみ混じっている状況であれば、「例外」と形容することも可能であろう。だが、この結果をそれで済ませることは到底できまい。つまり、初期の室町幕府において軍事指揮権を行使していたのは尊氏ではなく直義だったのである。

しかも、直義は単に文書を発給していただけではない。建武五年（一三三八）三月八日、南朝北畠顕家軍が摂津国天王寺で室町幕府軍を撃破した。その翌日、直義は北朝光

敵上皇・光明天皇を自宅にして幕府の政庁であった三条殿に避難させ、自身は東寺に出陣して待機した。戦況によっては、直義が自ら頭家と直接交戦する展開も十分にあり得た。

また観応元年（一三五〇）七月二八日には、直義の三条殿の地位を継承した足利義詮が美濃国土岐周済の反乱を鎮圧するために執事高師直以下の軍勢を率いて美濃国に向けて出陣した。義詮は無事に土岐の乱を鎮圧し、八月二〇日に帰京した。

このように、有事の際には三条殿が直接軍勢を率いて敵軍と交戦することが想定されており、また現実に戦ったのである。

すなわち、初期室町幕府の軍事体制は危険度に応じて、原則として

1. 三条殿直義が戦乱の発生した国および近隣諸国の守護などに軍勢催促状を発給して動員を命じる。戦乱が収まれば、同じく直義が感状を発給して褒賞する。

2. 鎮圧に失敗した場合、高師直・師泰兄弟など執事の一族が出陣する（建武五年の対北畠頭家戦、貞和四年（一三四八）の対楠木正行戦など）。足利直冬といった將軍家一族の武将が出陣することもあった（貞和四年の紀州遠征）。

3. それでも鎮圧できなかった場合は、三条殿が自ら出陣して敵と対決する。

という段階が想定されていたと考える。そして三条殿も敗退してはいよいよ万策尽きたとき、

4. 將軍尊氏が非常時大権を行使して出陣する。

これが建武二年（一三三五）から翌三年にかけて行われた室町幕府樹立の戦争の展開を先例としていたことは明確であろう。また敵密に言えば、貞和五年（一三四九）八月の執事師直のクーデタによって直義が失脚して義詮が三条殿の地位を継承して以降は、直義・直冬・征西將軍宮懐良親王といった強敵には尊氏が主導的に対処する体制となるが、無論義詮も前述の美濃遠征のように軍事指揮権を行使し続けている。

それはともかく、尊氏が軍事指揮権を掌握していたと単純に見ることができないことは一目瞭然である。幕府が窮地に陥らない限り、むしろ三条殿直義こそが「弓矢の將軍」だったのである。少なくとも、直義や義詮の軍事動員も尊氏のそれと同様に主従的な原理を濃厚に含んでいたことは否定できない。

なお、直義が軍事指揮権を掌握していたことを解明した羽下自身は、尊氏が自身の主従制的支配権を直義に委任し

たと解釈した。だがこの論理が成立するならば、所領安堵や所務沙汰など統治権の支配権と理解されてきた権限も直義に委任されたことになり、主従制的支配権と統治権の支配権の区別がつかなくなってしまうのではないだろうか。

ともかく、筆者による佐藤説の実証面における指摘は単なる「例外」ではなく「重大な反証」であると考えるので、その点において東島の批判には従えないことを繰り返し表明しておきたい。

第三章 所務沙汰権や所領安堵権を行使できるのは「第三者」のみなのか

続いて論点Bを検討する。筆者は確かに前掲拙著・拙稿①②③では「第三者」という言葉は使わなかったが、④⑥では一応触れている。それはともかく東島によれば、統治権の支配権の核心が「第三者」的であることが明晰に理解されることによって、以下のような説明が可能となるという。なお、この説明は二〇一〇年刊行の『自由にしてケンカラン人々の世紀』以来東島が頻繁に行っているものである。²⁸

唐突で申し訳ないが、そのAさんとBさんで、ちよつと「ワー」「わー」と喧嘩をしていたきたい。……（中

略）……さて、AさんもBさんも私の大切な（しもべ）であると仮定すると、主従制というのは一対一のパーソナル関係なので、私自身が直接Aさん・Bさんの紛争に介入すること、つまり「親裁」することは本質的に避けたい事態である。どっちにも肩入れしたくないからだ。ならばどうすればよいのか。ここでCさん、あなたの登場だ。裁判機構をつくり、私以外の第三者に紛争解決を委ねればよいのである。

これを要約すると、鎌倉幕府において主従制の頂点にいる將軍が直接家来の紛争に介入すれば、敗訴にした家来に恨まれる恐れがある。そこで、將軍は非人格的な裁判組織（具体的には、評定・引付方など）を作り、「第三者」である執権（初期室町幕府では足利直義）に調停を委任したという理解なのであろう。

訴訟の性質上、その審議を非人格的な組織に委ねるのは必然であろう。だが、果たして本当に將軍以外の「第三者」でなければこの組織を統轄できなかったのだろうか。

周知のごとく、鎌倉幕府初代將軍源頼朝の時期には問注所という機関が訴訟を扱ったが、問注所を管轄したのは言うまでもなく將軍である頼朝である。二代將軍源頼家期には北条時政以下一三人の御家人の合議、いわゆる「十三人合議制」が成立したが、近年の研究では十三人合議制は將

軍の親裁権を補完する役割を果たしたと理解されている。²⁹⁾ 初期の鎌倉幕府では将軍が「第三者」に訴訟を委ねず、非人格的な組織を直接指揮したのである。

もちろん、これも周知のごとく建仁三年（一二〇三）九月に頼家が失脚して以降は訴訟の権限は執権北条氏という「第三者」に移行する。しかし、これは主従制が裁判に適さないのではなく、佐藤雄基が指摘したとおり主従制が弱かったためなのではないだろうか。³⁰⁾ 実際の鎌倉幕府の政治史を見ても、これも周知のとおり執権政治は将軍が執権に権限を委ねたなどという円満なものではなく、將軍派と執権派の激しい権力抗争によって誕生して進展したのであった。

なお、関東下知状（執権が発給する訴訟の判決文）の書正文言が「依、鎌倉殿仰、下知如件」（傍点筆者）、すなわち将軍が命じる形式を採っていることも看過できない。これまた周知のごとく実態を伴わない文言であるが、それでも「第三者」ではない将軍が直接訴訟を指揮すべきであるという觀念が存在していたことは、この問題を考える際には決して軽視できないであろう。

話を戻そう。主従性が弱いために「第三者」が訴訟を扱うのだとすれば、逆に主従制が強化されれば將軍自らが訴訟を直接行えるのではないだろうか。事実、室町幕府では

その現象が出現した。観応二年（一三五二）六月に足利義詮が創設した御前沙汰という訴訟機関は、山家浩樹以来室町幕府の將軍親裁の核となったというのが通説的な理解である。³¹⁾

これも将軍が「第三者」に委任せずに直接非人格的な機関を指揮して判決を下した事例であり、無論単なる「例外」ではなく「重大な反証」である。東島の表現を借りれば、主従制の頂点に立つ將軍義詮が「大切な（しもべ）である」「Aさん・Bさんの紛争に」「直接」「介入すること、つまり「親裁」したわけである。

さらに、御前沙汰が原則として理非糾明の訴訟を行わず、訴人の主張のみに基づいて判決を下す、いわゆる「特別訴訟手続」と呼ばれる形式の訴訟を行ったことも看過できない。これも「第三者」の姿勢から遠いことは明白であろう。

のみならず特別訴訟手続からは、義詮の御前沙汰がむしろ主従制の要素が濃厚に入り込んでいることが窺える。訴人の多くは將軍や幕府要人と日頃から親しい関係にある寺社や武士であり、特別訴訟手続による勝訴は親幕府派の幕府への貢献に対する恩賞給付という側面もあったと考えられる。加えて御前沙汰が恩賞方を基盤に創設されたと推定できることも、この傍証となる。非人格的な機関の審議による訴訟であつても、それが主従制的に機能することはあ

り得たのである。

そして義詮以降の室町幕府の訴訟は、特別訴訟手続が主流となった²¹。三代將軍足利義滿期には引付方が最終的に廃止され、担当奉行が案件を個別に義満に「伺申」す体制となる²²。これは東島ですら、「トツプの専權が前面に出る」と述べている²³。六代將軍足利義教期には理非糺明を復活させようとする動きも見られたが、現実にはほとんどの案件が訴人勝訴となるなど、あまりうまくいかなかったようである²⁴。

なお東島は、所領安堵がなぜ統治權の支配權に属するかについて、次のように述べる。

このことを説明するのに、事例や史料を挙げるまでもない。ただ論理のみで充分だ。なぜなら、少なくとも当該期（南北朝期）において、本領安堵であれ、当知行安堵であれ、安堵は、基本的に誰が正当な權利者であるかを決める、紛争解決の問題であるのだから。

しかし、この文章は「本領安堵」「当知行安堵」「安堵」を「恩賞充行」に置き換えてもそのまま成立する。それこそ、「事例や史料を挙げるまでもない。ただ論理のみで充分だ」。これは所領安堵が統治權の支配權に属する理由の説明になっていない。以前詳細に論じたとおり、所領安堵は主從制的支配權と統治權の支配權の両方の要素を含む

が、やはり主從制の比重が大きな権限であったと筆者は考えている²⁵。

以上、訴訟手続の面を見ても「統治權の支配權の核心が第三者的であること」はかなり危ういと言わざるを得ない。現実には主從制の頂点に立つ將軍が訴訟を行うことも多く、しかもそれには主從制の論理が濃厚に入り込んでいた。その点において東島の見解は実証的な史実から大いに逸れていると言わざるを得ないのである。

第四章 「分析のツール」とは、具体的にいかなる研究手法なのか

それでは、論点Cを検討しよう。東島は將軍権力二元論のような「理念型」を「分類のツール」として用いることを否定し、「分析のツール」として使用すべきという主張している。ここに、東島の議論の理論的な核心が存在するとおぼしい。

しかし「分析のツール」とは何か。これが抽象的な概念で具体的にいかなる研究手法を指すのかが不分明であることが、東島の議論における最大の問題であると考える。

「分析」とは、辞書的には「複雑な物事を各要素に分けて、その性質を明らかにすること」という意味で、「総合」

の対義語である。筆者は佐藤進一の提示した「尊氏Ⅱ主権的支配権／直義Ⅱ統治権的支配権」という〈理念型〉に基づき、尊氏と直義の行使した複雑な権限を「各要素に分けて、その性質を明らかに」した。そして、現代の実証的な研究水準においては佐藤の〈理念型〉は反証が多くて成立しないと結論づけた。

これはまぎれもなく「分析」なのではないか。東島は筆者の見解を「むしろ佐藤の提示した理念型が有効に活用された成果」と批判する。だが、これは実質的には批判ではなく、筆者が佐藤の〈理念型〉を「分析のツール」できちんと検討したということをも東島も図らずも認めているというわけではないのか。

元来、東島の言う〈理念型〉とはマックス・ヴェーバーが提唱した核心的な理論モデルである。邦訳では、『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」が〈理念型〉について詳細に説明している。そこで、この著書の記述を確認してみよう。

ヴェーバーは、中世のヨーロッパ社会は「手工業的であった」という〈理念型〉を例に挙げ、それを「事実」と比較するというやり方で検証した結果、厳密には「手工業的」ではなかったという証明がなされたケースを想定し、次のように述べる。

史苑（第八四卷第一号）

そのばあい、当の理念型は、中世社会の「手工業的」でない構成部分を、その特性と歴史的意義とにおいていつそう鋭く把握する道へと、研究を導くであろう。もし理念型が、研究をこの結果に導くならば、理念型は、まさしくそれ自体の非現実性を露呈することによつて、その論理的な目的を果たしたといえる。（傍点原文）

これをたとえば、「中世社会」を「足利直義の権限」、「手工業的」を「統治権的支配権」に置き換えれば、まさにそのまま筆者の研究となろう。東島流に形容すれば、「佐藤の提示した理念型が有効に活用された成果」である。ヴェーバーの記述からも、筆者の研究手法が誤りではないことがうかがえるのではないだろうか。

そもそも現実的には、「分析」と「分類」は不可分な作業なのではないか。ヴェーバーが述べる、〈理念型〉を「事実」と比較してその可否を判断する研究手法は「分析」とも「分類」とも形容できるように見受けられる。

ところで東島も認めるように、佐藤進一の將軍権力二元論が広範に受け入れられた最大の理由は、尊氏・直義両者の発給文書を網羅的に検討し、両者の権限を演繹的に解明するという実証的に手堅い研究方法に基づいていたためである。決して、実在しない思考内のみ存在する純粹な（理

念型〕なるものが先に存在したわけではない。あくまでも、ベースとなつてゐるのは実証的な史実の蓄積である。

であるならば、実証に基づく理論が実証的な手法で検証されるのも当然のことであろう。そして理論に反したり矛盾したりする現象が多数発見されれば、それに代わる、より矛盾の少ない新たな（理念型）が生み出されるべきなのではないだろうか。

これに関して、「分類のツール」を「分別収集のゴミ袋のごときもの」に喩えて批判するのも、東島がしばしば用いる比喩である。この比喩に従えば、燃えない「ゴミ」を燃える「ゴミ」と誤つて定義したり、分別に迷う「ゴミ」が多数存在したりすれば、当初の分別基準自体の妥当性が問題となるのは当然である。また、分別基準が設定された理由や経緯の説明も実際と異なつていけば、それも批判の対象となるだろう。そして、新たな「ゴミ」の分別基準を設けようという流れになるのも必然であろう。

何よりこの点についても、マックス・ヴェーバー自身が、永遠の若さを与えられてゐる科学があり、それは、すべての歴史的学科、永遠に進展する文化の流れがつねに新たな問題設定を提供する学科のすべて、にほかならない。これらの科学においては、いかなる理念型的構成も暫定的であらざるをえないが、それと同時に、

たえず新たな理念型を構成することも不可避であつて、この暫定性と不可避性が、それら学科の課題の本質をなしているのである。（傍点原文）

と述べている。これによれば、（理念型）とは決して神聖不可侵な聖典ではなく、絶えず実証によつて検証され、何度も修正され続けるべき一種の「仮説」である。

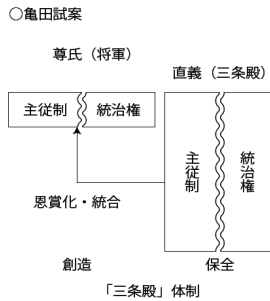
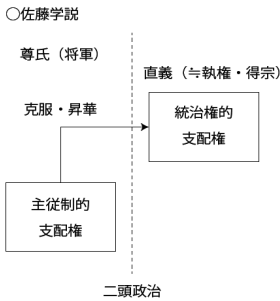
またヴェーバーを専門とする社会学者折原浩も、この記述を「また、いかなる（理念型）的概念構成も、最終的な完成目標に到達することはできず、つねに暫定的である。したがつて、つねに新しい（理念型）を構成することができるし、また、そうせざるをえない」と解釈している。^⑤

加えて、思想史家の仲正昌樹も（理念型）を「自然現象と違つて、観察の対象となる全ての個体や事例に共通する指標を見出すことが事実上不可能な文化現象を分析するに当たつて」の「暫定的な手がかり」と述べている（傍点筆者。以下同じ）。そして、「そのシミュレーションと仮説に従つて、もう一度、各個体の振る舞いや事例を観察、検討し、ズレていけば、もう一度「理念型」を作り直すという作業を繰り返すことで、次第に真実に近づいていける」と論じている。^⑥折原と仲正の解説を踏まえても、やはりヴェーバーは（理念型）が実証的な検討によつて更新されることを否定してゐないのではないだろうか。

おそらく東島が主張したいのは、社会科学的分脈を踏まえた、他時代・他地域の歴史学や他分野においても利用可能な普遍的分析概念として、佐藤の提示した「理念型」が有効であるということであると思われる。

しかし少なくとも佐藤自身は、自らの理論が多分野の研究にも有効であるとは必ずしも主張していない。以前も論じたように、室町幕府の將軍權力二元論を鎌倉幕府の權力論に遡及させた程度である。東島が実際に当該論文のII—iiiにおいて古代史について論じたように、他分野への応用は絶対に不可能というわけではないだろうがやはり慎重に行うべきであろう。

以上、長々と論じてきたが筆者の見解は変わらない。本稿冒頭で述べたように、筆者は主従制的支配権・統治権的支配権という概念自体は否定しないが、現実に尊氏・直義両者の行使した権限はいずれもこの概念の双方を同程度に含み（平時には軍事指揮権を掌握している分、主従制的な要素はむしろ直義の方がより濃厚だったとさえ言えるかもしれない）、「尊氏Ⅱ主従制的支配権／直義Ⅱ統治権的支配権」と分類することは不可能である。筆者の見解を図にしたものを掲げよう。



本章の最後に、繰り返すように佐藤説の検証はやはりその基盤となった南北朝期室町幕府における尊氏・直義両者の権限の実証的な検討をおろそかにしてはならないというのが筆者のスタンスである。ただし、佐藤説が他分野も包

括した普遍的分析概念として有効であるとすると東島の提言も一考の価値はあると考えていることは付け加えておきたい。

おわりに

念のために誤解のないように付け加えれば、筆者は佐藤学説の研究上の意義を大いに認めている。佐藤の將軍権力二元論があつたからこそ初期室町幕府の制度史研究が精緻に深化したことは、これまでの筆者の論考でも何度も指摘してきたとおりであり、いくら強調してもしすぎることはない。ヴェーバーの述べるとおり、「理念型は、まさしくそれ自体の非現実性を露呈することによって、その論理的な目的を果たしたといえる」⁽⁴⁹⁾のである。

その意味において、將軍権力二元論が権力分析の手段として有効であるという東島の主張は正しいと筆者も考える。また、古代史など他時代の政治史の分析において佐藤の理論が有効に機能することもあるだろう。

しかし分析の結果、「尊氏Ⅱ主從制的支配権／直義Ⅱ統治権の支配権」という佐藤説当初の枠組みに依然として拘泥するのであれば、それは実証史学の立場からは支持できないことは繰り返し表明しておきたい。

ただし、將軍権力二元論がマックス・ヴェーバーの（理念型）の影響を受けていたという東島の見解には大いに賛同する。加えて東島は「幕府」論のための基礎概念序説」の末尾において、現在の室町幕府を中心とする中世史ブー

ムを「實在論の大らかな肯定」にして「〔軌範〕なき歴史学の蔓延」と批判しているが、それも確かに正鵠を射ていると考える。

そして筆者自身も理論的な考察を重視し、他時代史や他分野との交流にも積極的に臨んできたつもりである。そもそも理論を重視しているからこそ、佐藤の將軍権力二元論を真つ正面から論じて批判したのである。加えて、近年の日本中世史では谷口雄太が他時代史や他分野の研究成果を積極的に導入しており、それを筆者も肯定的に評価したことがある。⁽⁵⁰⁾

最後に、拙論を無視せずに言及してくださった東島に篤く感謝する次第である。そして今後もできる限り実証のみにとどまらず、史実の意義づけや理論的な考察を踏まえ、他時代史・他分野と連結した研究を目指していく所存である。以上の抱負をもって、ひとまずはこの論考を擱筆したい。

註

- (1) 佐藤「室町幕府開創期の官制体系」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六〇年)、同「室町幕府論」(同書、初出一九六三年)など。以下、著書・論文・学会報告タイトルルの副題を省略する。
- (2) 以上、拙稿「南北朝期室町幕府研究とその法制史的意義」(拙著『南北朝期室町幕府をめぐる諸問題』国立台湾大学出版センター、二〇〇二年、初出二〇一九年)など。
- (3) 拙稿「初期室町幕府体制の「滅び」」(『史林』一〇五一、二〇二二年)。
- (4) 注(2) 所掲拙稿六四〇六七頁。
- (5) 以上、二〇一九年度中世史研究会大会シンポジウム「佐藤進一の軌跡」討論記録『年報中世史研究』四五、二〇二〇年、七一〜七二頁。
- (6) 注(2) 所掲拙稿六七頁。
- (7) 東島『自由にしてケシカラン人々の世紀』(講談社、二〇一〇年)六〇頁など。ただし東島は、筆者のヴェーバー理解を誤っていると批判する。同時に佐藤雄基に対しても、彼がヴェーバーと佐藤進一の研究との関連を論じた論文として東島論文と拙稿を列挙した点について「佐藤雄基の見識自体が疑われかねない」と述べている(以上、東島『幕府とは何か』(NHK出版、二〇二三年)一七七頁)。本稿ではその是非には立ち入らないが、さしあたり筆者としては佐藤進一の学説がヴェーバー理論の影響を受けているとする意見が一致すれば十分である。なお、東島がここで言及する佐藤雄基論文は「鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ」(『史苑』八一―二、二〇二一年)三六頁を指

史苑(第八四卷第一号)

- すと思われる。しかし、佐藤雄基は佐藤進一の学説を論じた近年の研究として注(5) 所掲シンポジウム討論記録などとともに本注所掲東島論文と注(2) 所掲拙稿の初出論文(『法制史研究』六八)を列挙しているだけであり、筆者と東島の見解が一致するなどとは一言も述べていない。また正直に告白すれば、注(2) 所掲拙稿の初出論文を公表した段階においては東島が佐藤進一とヴェーバーの関係について論じた著書を筆者は知らず、そのため東島を引用しなかった(注(2) 所掲拙著収録に際して、六四頁に加筆した)。この点、この場を借りて東島に不勉強をお詫び申し上げる次第である。
- (8) 『立命館文学』六六〇、三六〇三八頁。以下の注では煩雑を避けるため、原則として本論文が筆者を批判した頁の引用を省略する。
- (9) 注(7) 所掲、一七〇〜一七七頁。
- (10) 注(8) 所掲東島論文四三〜四四頁。
- (11) 東島「非人格的なるものの位相」(『歴史学研究』七八二、二〇〇三年)三二〜三三頁など。
- (12) たとえば注(8) 所掲論文においては、アメリカの比較文学者ガヤトリ・C・スピヴァクや社会学者上野千鶴子の論考などを引用している。
- (13) 東島は、安富や與那覇が「歴史学で網野善彦を誤読していないのは、東島誠と桜井英治だけだ」と評価していると述べる(注(8) 所掲同氏論文二八頁)。確かに多くの論者が網野の論じた無縁と有縁の表裏一体の関係を無視している中で、東島・桜井がそれに気づいた点を安富は評価している。しかし、同時に安富は東島・桜井がこれを無縁論の欠陥と

佐藤進一の將軍権力二元論再論（亀田）

考えた点は批判している（以上、安富「無縁・マッコ・オタク」〔現代思想〕四二―一九、二〇一五年）一五頁。また、與那覇は「安富によれば、東島の（筆者註・網野学説の）解釈は狭すぎ、桜井の解釈は広すぎる」と述べている（與那覇「無縁論の空転」〔東洋文化〕八九、二〇〇九年）二五〇～二五一頁。筆者は、安富と與那覇の見解は「従来の中世史研究者と比較すれば東島と桜井の網野解釈は核心にせまっている（が、まだ不十分である）」という意図だと考える。注（7）でも指摘したが、東島の先行研究理解には誤読や速断が多いように見受けられる。なお本注の私見は、鈴木小太郎が運営するブログで述べた見解（<https://blog.goo.ne.jp/dankanjin/e/26d8495214eeb63a56d47cde4d89a744>）に着想を得ている。

(14) 注（8）所掲東島論文三五頁。

(15) ただし「室町幕府」に代わる呼称については、「論者は真剣に呼称を、しかも権力の各段階に相応しい呼称を考えるべきであろう」（注（8）所掲東島論文三五～三六頁）と丸投げするのは賛同できない。旧説を批判するのであれば、その代替案を提示するのが最低限なすべきことであると筆者は考える。なお、二〇二三年の『幕府とは何か』（注（7）所掲）では、東島は結局「足利政権」という呼称を使用している。つまり「政権」という、古今東西の政治権力を表現するごく一般的で平凡な名称に帰結してきている。ともかく足利氏の武家政権を室町幕府と称するべきではないとする東島の見解には同意できないので、本稿においても室町幕府の名称を使用する。ただし、「六波羅幕府」「福原幕府」「奥州幕府構想」「安土幕府」など新奇な幕府呼称が乱立している

近年の状況を東島が問題視している点（注（8）所掲東島論文二九頁）は筆者も同意する。

(16) ミネルヴァ書房。

(17) 中央公論新社。

(18) 拙編『初期室町幕府研究の最前線』（洋泉社）。

(19) 注（7）所掲拙稿。

(20) 注（3）所掲拙稿。

(21) 注（2）所掲拙稿。

(22) 注（18）掲拙稿五八頁など。

(23) 注（1）所掲佐藤「室町幕府開創期の官制体系」二二七頁。

(24) 羽下「足利直義の立場―その一―」（同『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年、初出一九七三年）。

(25) 『官務記』建武五年（一三三八）三月九日条。

(26) 『園太暦』同日条。

(27) 『園太暦』同日条など。

(28) 注（7）所掲東島著書五九～六〇頁。また、東島・與那覇潤『日本の起源』（太田出版、二〇一三年）八九頁においても

同様の説明をしている。

(29) 藤本頼人「源頼家像の再検討」（『鎌倉遺文研究』三三三、二〇一四年）、同「源頼家とその時代」（吉川弘文館、二〇一三年）一〇一～一〇九頁など。

(30) 佐藤「書評 近藤成一著『鎌倉時代政治構造の研究』（『史学雑誌』一二七―一六、二〇一八年）九三頁。

(31) 山家「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」（『史学雑誌』九四―一〇一、一九八五年）七～一三頁など。

(32) 石井良助「新版中世武家不動産訴訟法の研究」（高志書院、二〇一八年、初出一九三八年）四六〇～四九一頁。

- (33) 注(17) 所掲拙著一四〇〜一四一頁。
 (34) 注(32) 所掲石井著書三三五頁など。
 (35) 山田徹「室町幕府所務沙汰とその変質」(『法制史研究』五七、二〇〇八年) 五三〜五七頁。
 (36) 注(7) 所掲東島「幕府」とは何か」二〇七頁。
 (37) 義教期の訴訟に関する近年の研究としては、松園潤一郎による成果がある。同「室町幕府の知行保護法制」(『一橋法学』二一三二、二〇一三年) 一一七三〜一一七四頁など。
 (38) 桜井英治「室町人の精神」(講談社、二〇〇一年) 一四一〜一四三頁。こうした桜井の評価に対しては、「同じく陳の手続を重視した足利直義の裁許もほぼ訴人勝訴であり、訴人優位の構図は室町幕府の裁許の一貫した特徴である」という松園潤一郎の批判がある(注(37) 所掲同氏論文一一七三〜一一七四頁)。しかし、であるならば東島の議論はいっそう実態から乖離したものであると評価せざるを得ないのではないだろうか。
- (39) 注(2) 所掲拙著三一〜三四頁。
 (40) 『国語辞典』(旺文社、改訂新版、一九八六年)。
 (41) マックス・ヴェーバー著、富永祐治・立野保男訳、折原浩輔訳(岩波書店、一九九八年)。
 (42) 以上、注(41) 所掲ヴェーバー著書一三八〜一三九頁。
 (43) 注(28) 所掲東島・與那覇対談書八九頁。
 (44) 注(41) 所掲ヴェーバー著書一四四〜一四五頁。
 (45) 折原「解説」(注(41) 所掲ヴェーバー著書三〇〇頁)。
 (46) 以上、仲正「マックス・ヴェーバーを読む」(講談社、二〇一四年) 一六五頁。
 (47) 注(2) 所掲拙稿六八頁。

- (48) 注(2) 所掲拙稿六三頁に掲載した概念図を再掲したものである。
 (49) 注(42)。
 (50) 注(8) 所掲東島論文四六頁。
 (51) 筆者が理論的な考察を重視していることは、注(2) 所掲拙稿六三〜六八頁からおわかりいただけると思う。また他時代史との交流については、拙稿「近世における高師直悪玉史観の再検討」(注(2) 所掲拙著、初出二〇一九年、同近代における足利尊氏逆賊史観の再検討)(同書)、同「近代彦部家の家史編纂事業」(同書、初出二〇一八年)、同「鎌倉〜南北朝期の彦部氏の動向と、同氏の武家名門への敬意」(『台大日本語文研究』四四、二〇二二年)、拙報告「実証史学者久米邦武と尊皇攘夷思想」(二〇二三年度世新大学シンポジウム「日本学的伝承与创新」学術研討会報告)を参照されたい。他分野との交流は、拙稿「太平記」に見る中国故事の引用」(注(2) 所掲拙著、初出二〇二〇年)、拙報告「川端康成と足利義尚」(二〇二三年度輔仁大学日本語学科学術シンポジウム「川端康成没後五〇年シンポジウム」報告)で試みていく。
- (52) 谷口「中世足利氏の血統と権威」(吉川弘文館、二〇一九年) 三一九〜三二二頁、拙稿「書評 谷口雄太著「中世足利氏の血統と権威」」(『歴史評論』八四四、二〇二〇年) 九三頁。(国立台湾大学日本語文学系助理教授)

Reexamination of Sato Shinichi's Theory about Dualism in Shogun's Power : A Response to Higashijima Makoto's Criticism

KAMEDA, Toshitaka

This paper is a response to Higashijima Makoto's criticism of my criticism about Sato Shinichi's dualism of shogun's power (Higashijima, "Introduction to basic concepts for the theory of the shogunate," *Ritsumeikan Bungaku* 660, 2009), and is intended to further deepen my argument.

It is certain that Sato's dualism was effective as a means of analyzing power in the Muromachi shogunate during the Nanbokuchu period, as Higashijima argues. However, at the current level of empirical research, it is not possible to simply classify "Ashikaga Takauji's power = a military power in the lord-and-vassal relationship / Ashikaga Tadayoshi's power = a sovereign power," and in this respect, I cannot follow Higashijima's criticism to me.

However, I agree with Higashijima that Sato's theory was influenced by Max Weber's "Ideal Type". I also agree with Higashijima's criticism that the current mainstream of Japanese medieval history is biased toward empirical evidence, indifferent to contemporary political and social issues, and does not take into account the history of other periods and the results of research in other fields. And I think that we should make use of his suggestions in the future.

佐藤進一の將軍權力二元論再論(亀田)